

**中富良野町北星山森林公園滞在拠点施設**

**運営管理者募集要項**

令和8年3月  
中富良野町

## 中富良野町北星山森林公園滞在拠点施設運営管理者募集要項

### 1. 目的

北星山森林公園における町民及び町外からの利用促進を図るため、地域事業者との連携により通年での誘客を推進し、持続可能な公園運営及び森林環境の維持につなげることを目的として実施する。

### 2. 対象施設の概要

(1) 名称 中富良野町北星山森林公園滞在拠点施設

(2) 所在地 中富良野町字中富良野西1線北13号

(3) 施設概要

構造 木造平屋

延床面積 150㎡程度

施設内容 1階 受付、倉庫、キッチン、会議室、管理人室、トイレ  
キッズスペース、オープンスペース、ベビー室

### 3. 運営期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

### 4. 運営管理者に行わせる業務等の範囲

- (1) 北星山森林公園滞在拠点施設の設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務
- (2) 北星山森林公園滞在拠点施設及びエリアの利用許可に関する業務
- (3) 北星山森林公園滞在拠点施設及びエリアの利用料金の徴収に関する業務
- (4) 北星山森林公園滞在拠点施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、北星山森林公園滞在拠点施設の運営に関する事務のうち、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

※その他詳細は、別記「中富良野町北星山森林公園滞在拠点施設運営管理仕様書」のとおり。

### 5. 管理の基準

(1) 使用時間 9時から

ただし施設の効率的な運用、利用促進及びサービスの向上を図る観点から、積極的な提案を求めるものとする。

(2) 休日 月曜日

ただし施設の効果的な運用、利用促進及びサービスの向上を図る観点から、積

極的な提案を求めるものとする。

(3) 関係法令等の遵守

運営管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、中富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 38 号。以下「手続条例」という。）及び規則その他関係法令等を遵守すること。

6. 利用料金に関する事項

(1) 利用料金等

滞在拠点施設及びエリア利用の場合は利用料を徴収できるものとする。利用料については提案に含めるものとする。ただし、最終的な決定については、町と運営管理者で協議して決定するものとする。

(2) 利用料金以外の収入（その他の収入）

業務を実施する中で、外部からの助成金や寄付金、事業の実施に伴う収入など運営管理者が収受する収入は、運営管理者の収入とする。

7. 経費に関する事項

(1) 町が支払う指定管理料

提案に含めるものとする。

(2) 運営管理者が町に支払う施設使用料

施設使用料は無料とする。

8. 申請資格

(1) 運営管理者の指定を受ける申請ができる団体は、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

① 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

② 破産宣告を受けた法人又は精算法人

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における競争入札の参加を制限されている法人

④ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体

⑤ 国税、地方税その他町に対する債務の履行を遅滞していないこと。

(2) 前項に定めるもののほか申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

## 9. 申請期間

申請及び選定のスケジュールは、次のとおり。

- ① 運営管理者の公募 令和8年3月16日
- ② 申請書類の受付期間 令和8年3月16日～令和8年4月10日
- ③ 選定委員会（優先交渉権者） 令和8年4月17日
- ④ 優先交渉権者と業務の詳細についての協議 令和8年4月下旬～9月下旬
- ⑤ 協定内容についての協議 令和8年11月下旬
- ⑥ 運営管理者の指定 令和8年12月下旬
- ⑦ 協定書締結 令和9年1月下旬

## 10. 募集要項等の配布

### (1) 配布方法

ホームページにて掲載します。

### (2) 配布資料

- ① 募集要項
- ② 施設の概要と運営状況
- ③ 中富良野町北星山森林公園滞在拠点施設運営管理者仕様書
- ④ 運営管理者の指定申請書（別記第1号様式）

## 11. 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和8年3月16日（月）から令和8年4月3日（金）午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所 問合せ先に同じ
- (3) 提出方法 発注課に電話連絡の上、ファクシミリ及びメールにより提出すること。
- (4) 質問の回答 質疑応答書は、中富良野町ホームページにおいて公表する。  
閲覧期限 令和8年4月10日（金）午後5時15分まで

## 12. 提出書類等

### (1) 申請書類

提出日 令和8年3月16日（月）から4月10日（金）午後5時15分まで

提出方法 直接持参又は郵送すること。なお、書留郵便にする等は、応募者の責任において行ってください。

提出部数 各2部

注意事項 登記簿謄本等は令和7年9月10日以降に発行されたものに限る。  
また、貸借対照表、収支決算書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。なお、提出種類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

提出書類 下記のとおり

- ① 運営管理者の指定申請書（別記第 1 号様式）
- ② 事業計画書（別紙 1）
- ③ 収支計画書（別紙 2）
- ④ 前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（若しくはこれらに類する団体の経営状況を証する書類）
- ⑤ 定款、寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則及び代表者の身分証明書等）
- ⑥ 国税、地方税の納税証明書及び町に対する債務の履行を遅滞していないことを証する書類
- ⑦ ISO9000 及び 14000 を取得しているものは、その登録書の写し

### 13. 選定方法

手続き条例第 4 条の選定方法等により、選定委員会において選定する。

### 14. 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているもの、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 実績をもとにした拠点施設の提案であること。
- (6) 継続的かつ安定した施設管理に資する提案であること。

### 15. 選定結果のお知らせ

申込者に対して、選定結果を令和 8 年 4 月下旬に文書にて通知します。

### 16. その他注意事項

- (1) 申請に関する費用負担  
申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請書類の取り扱い  
町が受理した申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 参加辞退  
参加表明者が申請を辞退するときは、必ず、窓口に辞退届けを提出のこと。
- (4) 準備行為  
町又は運営管理予定者が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものであるが、指定議案が町議会において否決された場合には双方とも相手方に損害等を請求することはできない。

## 17. 窓口

中富良野町企画課未来戦略係

〒071-0795 中富良野町本町9番1号

TEL0167-44-2133 FAX0167-44-4876

担当者 松本

### 【参考資料】

- ①第6期なかふらのまちづくり総合計画
- ②北星山森林公園のコンセプトブック
- ③北星山森林公園のプロモーションの考え方
- ④除雪・駐車場エリア